住所　神戸市長田区三番町３丁目１番地１
　徐和子　昭和37年５月９日生
住所　大阪市西淀川区歌島３丁目８番３―512号
　朱二三子　昭和36年２月２日生
住所　堺市南区原山台５丁１番18―205号
　李卉　平成元年２月23日生
住所　大阪市中央区南久宝寺町２丁目５番７―1302号
　郭有香　昭和45年５月21日生
住所　大阪市東住吉区湯里６丁目１番22号
　崔和正　昭和31年４月８日生
　白好江　昭和32年８月21日生
　崔利佳　昭和57年７月８日生
　崔知世　昭和61年10月11日生
住所　大阪市城東区東中浜３丁目21番22号
　朴昌夫　昭和47年10月31日生
住所　大阪府吹田市江坂町４丁目27番13―405号
　馮梅梅　昭和48年５月21日生
住所　大阪市港区南市岡１丁目８番29号
　楊小雲　昭和50年12月18日生
　楊斌　平成10年２月17日生
住所　富山県高岡市戸出町５丁目３番５―301号
　何蘭　昭和38年11月13日生
住所　静岡県駿東郡長泉町下長窪143番地
　ﾄﾘﾘｯｸ・ﾍｽｽ・イバラ・マキノ　昭和56年１月27日生
住所　愛知県田原市神戸町新大坪２番地２
　徐世娟　昭和44年10月26日生
　関則弘　平成９年12月３日生
住所　新潟県長岡市上富岡町1603番地１
　耿秀徳　平成元年12月９日生
住所　東京都板橋区蓮根２丁目４番22号
　于和玲　昭和46年10月14日生
住所　さいたま市北区本郷町17番地１
　李善雅　昭和47年２月26日生
　李世奈　平成17年１月３日生
住所　埼玉県東松山市大字松山1684番地11
　ﾏﾘﾃｽ・ガンボワ・カネコ　昭和43年６月30日生
住所　栃木県真岡市久下田西４丁目91番地１
　ﾄﾞﾞｯｱﾙﾄﾞ・ヒロシ・テラオ　昭和48年７月11日生
　ﾏﾙﾘ・ナオﾐ・ジョウｺﾞ・テラオ　昭和50年12月21日生
　ブルノ・ヒロユキ・テラオ　平成７年５月７日生
　ナディア・ヒカリ・テラオ　平成10年９月５日生
住所　千葉県浦安市北栄３丁目29番１―423号
　劉穂　昭和61年５月13日生
住所　岐阜県可児市長坂１丁目172番地
　秦祥運　昭和40年10月22日生
住所　埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目22番23号
　金孝蓮　昭和56年１月10日生
住所　東京都大田区蒲田５丁目45番６―604号
　ﾘザﾘﾝ・バラグタス　平成10年12月30日生
住所　仙台市宮城野区大梶４番６―401号
　徐瑩　昭和61年６月９日生
住所　仙台市宮城野区大梶４番６―401号
　徐博　平成２年８月３日生
住所　三重県桑名市野田３丁目11番地９
　尹畢善　昭和12年８月20日生
住所　奈良県香芝市上中1181番地１
　李吉浩　昭和57年６月14日生
住所　愛知県額田郡幸田町大字菱池字下田87番地
　吳克浩　昭和49年10月22日生
住所　京都市中京区西洞院通三条下る柳水町72番地
　銭亜東　昭和35年10月29日生
住所　宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入150番地６
　范国琳　平成４年７月24日生
住所　仙台市青葉区八幡１丁目１番42―701号
　呂桂珍　平成元年２月12日生
住所　横浜市中区錦町５番地
　李蘇皖　昭和55年７月30日生
　宋露佳　平成19年８月18日生
住所　神奈川県愛甲郡愛川町春日台３丁目18番地10
　李光子　昭和27年12月５日生
　李善秀　昭和53年１月13日生
住所　神戸市須磨区横尾５丁目４番地１
　翁財行　昭和59年９月７日生
住所　神戸市須磨区竜が台６丁目18番地21
　陳文子　昭和49年11月３日生
住所　大阪府東大阪市衣摺６丁目４番39号
　金根男　昭和58年７月20日生
住所　大阪府東大阪市岩田町３丁目１番27―1409号
　金根範　昭和49年９月６日生
住所　神戸市北区八多町附物865番地
　金明粉　昭和48年４月27日生
住所　大阪府豊中市長興寺北３丁目３番３―503号
　金麗　昭和52年９月14日生
住所　大阪府豊中市刀根山６丁目14番５―206号
　裵清秀　昭和48年12月13日生
住所　大阪府東大阪市足代１丁目21番10―707号
　梁愛美　昭和59年11月13日生
住所　堺市堺区大浜北町３丁４番20号
　金陽一　昭和56年12月27日生
住所　大阪市生野区田島２丁目９番８号
　張洋和　平成元年４月17日生
住所　大阪府守口市大日町１丁目３番21号
　田玉石　昭和61年６月25日生
住所　大阪市淀川区塚本５丁目11番14―610号
　李繁次　昭和50年４月７日生
住所　大阪市中央区谷町８丁目１番52―901号
　金智惠　昭和57年10月19日生
住所　大阪市鶴見区諸口６丁目６番６―606号
　姜英治　昭和24年11月21日生
　裵翊順　昭和28年７月21日生

○法務省告示第三百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月八日　法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年九月二十五日」を「平成二十三年九月二十五日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年九月二十五日から施行する。

○法務省告示第三百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月八日　法務大臣　江田　五月

第二号イの表に次のように加える。

三幸電機株式会社	愛知県名古屋市熱田区玉の井町七番二十三号	電子機器組立て
ヤンマー農機製造株式会社	滋賀県米原市野一色九百三十一番地	仕上げ、塗装
ヤマハ発動機プロダクツ株式会社	熊本県八代市新港町四丁目八番地	仕上げ

第二号ロの表関東インシュレーション株式会社の項中「茨城県結城市結城八千七百九十三番地二」を「茨城県結城市矢畑六百八十二番地」に改める。

○法務省告示第三百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月八日　法務大臣　江田　五月

第二号の表有限会社ジェイ・シーワイヤリングシステムの項中「愛知県西尾市上矢田町神明寺七番地二」を「愛知県西尾市上矢田町川原五十四番地二」に改め、同表に次のように加える。

株式会社山口製作所	埼玉県大里郡寄居町大字鷲梨子五百六十番地一	機械加工
株式会社アサノ鋳造	岐阜県郡上市大和町島三千百四十八番地	鋳造